

防府市老人憩の家管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防府市老人憩の家設置及び管理条例施行規則の施行に関し、防府市老人憩の家（以下「憩の家」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(維持管理費)

第2条 憩の家の維持管理に要する経費は、市から支払われる指定管理料で支弁するものとし、支出の範囲は別記1に定めるとおりとする。

(補修及び改修)

第3条 管理者は憩の家及びこれに付帯する設備並びに備品類の維持管理については、特に留意し、前条に定める範囲内で速やかに補修及び改修するものとし、別記2に掲げる場合にあっては、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、管理者より前項の報告があった場合、必要な処置をとるものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記 1

憩の家維持管理費支出範囲

(経常的経費)

- | | | |
|---|------|----------------------------|
| 1 | 報酬 | 管理人手当 |
| 2 | 光熱水費 | 電気・ガス・水道・灯油・汲取料 |
| 3 | 消耗品費 | 掃除用具・その他 |
| 4 | 会議費 | 運営委員会等維持管理に関する会議の際に発生する諸費用 |
| 5 | 通信費 | 電話料（基本料金） |

(臨時的経費)

- | | | |
|---|-----|-----------|
| 1 | 修繕費 | 建物・備品の小修繕 |
|---|-----|-----------|

別記 2

- 1 善良な管理のもとで、憩の家を維持するに困難な状況になった場合。ただし、網戸の張替、ガラス戸等の破損、鍵の破損等は除く。
- 2 防府市が整備した附帯する設備及び備品のうち、5万円以上の買替及び修繕代がかかる場合。ただし、経費のうち5万円は指定管理料で支弁するものとする。なお、温水器等浴室に係るものは除く。
- 3 畳の床替。ただし、表替については、憩の家建設時より10年を目安に行う。
- 4 公共下水道等やむをえない事由により工事をしなければならない経費。ただし、工事後の使用料は除く。

※ 上記に該当しない事由が発生した場合は協議のうえ解決するものとする。